

岡山県倉敷スポーツ公園 指定管理者募集要項

令和 8 年 8 月

岡山県土木部都市局都市計画課

目 次

1	指定管理者選定の目的	P 1
2	施設の概要	P 1
3	指定管理者が行う管理の基準	P 1
4	指定管理者が行う業務の範囲	P 1
5	自主事業	P 2
6	指定管理者の指定の期間	P 2
7	指定管理料及び利用料金に関する事項	P 2
8	応募資格	P 4
9	指定の申請の方法	P 5
10	指定管理者の選定	P 7
11	指定管理者の審査基準及び配点	P 8
12	協定書の締結	P 11
13	管理継続が困難となった場合の措置	P 11
14	業務分担及びリスク分担に関する事項	P 12
15	業務の引き継ぎについて	P 13
16	留意事項	P 13
17	スケジュール	P 14
18	問い合わせ先	P 14

(別添)

- 資料 1 岡山県倉敷スポーツ公園平面図
- 資料 2 岡山県倉敷スポーツ公園施設の概要
- 資料 3 利用状況一覧表（令和 6～7 年度）
- 資料 4 管理経費実績（令和 6～7 年度）
- 資料 5 岡山県倉敷スポーツ公園利用料金一覧表
- 資料 6 減免基準に盛り込まなければならない項目

岡山県倉敷スポーツ公園指定管理者募集要項

岡山県倉敷スポーツ公園について、次のとおり指定管理者を募集します。

1 指定管理者選定の目的

岡山県倉敷スポーツ公園は、県民のスポーツ・レクリエーションの振興、健康づくりの拠点として整備された。マスカットスタジアムではプロ野球が開催されるなど、高いレベルのスポーツ競技から、園内を散歩する人や親子連れまで多くの県民の憩いの場となっている。

このような施設の特徴を踏まえ、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減などを図ることを目的として、指定管理者を募集するものである。

2 施設の概要

(1) 名 称 岡山県倉敷スポーツ公園（以下「倉敷スポーツ公園」という。）

(2) 所 在 地 岡山県倉敷市中庄 3 2 5 0 - 1

(3) 敷地面積 1 9 . 4 ヘクタール

(4) 設置目的

中四国屈指の野球場を中心に、県民のスポーツ、レクリエーション活動の振興及び健康づくりに資することを目的とする。

(5) 施設内容

資料 1、資料 2 を参照

(6) 利用状況等

ア 利用状況一覧表 （令和 6 ～ 7 年度） 資料 3 参照

イ 管理経費実績 （令和 6 ～ 7 年度） 資料 4 参照

3 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う倉敷スポーツ公園の管理の基準は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）、都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）、岡山県立都市公園条例（昭和 41 年岡山県条例第 30 号。以下「条例」という。）岡山県立都市公園条例施行規則（昭和 41 年岡山県規則第 26 号。以下「規則」という。）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成 17 年岡山県規則第 134 号。以下「通則規則」という。）及び岡山県倉敷スポーツ公園指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に規定するとおりとする。

4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務は次のとおりとする。

- (1) 施設の利用許可及び利用料金の徴収等に関する業務
- (2) 施設設備の維持管理に関する業務
- (3) 施設の利用促進に関する業務
- (4) その他施設の管理に必要と認められる業務

- (5) 利用者アンケートの実施
- (6) 岡山県エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取組を講じること

具体的な管理業務については、「業務仕様書」を参照すること。

なお、清掃や警備といった個々の具体的な業務について、外部委託計画書により知事の承認を受け、第三者に委託することができるが、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできない。

5 自主事業

指定管理者は、管理業務の実施を妨げない範囲において、スポーツの振興、利用の促進及び利便性の向上を図ることを目的として、自らの責任と費用により、自主的に事業を行うことができるものとする。

(1) 実施の基準

自主事業の実施については、以下の項目に配慮すること。

- ア 事業日程が一般利用者の施設利用を阻害しない範囲であること
- イ 事業規模が施設許容量に照らして適当であること
- ウ 対象者の設定に公平性が認められること
- エ 民間事業に多大な影響を及ぼす（圧迫する）懸念がないこと
- オ 事業実施に関する安全性及び補償体制が担保されていること
- カ 事業内容が公序良俗に反しないものであること
- キ その他一般利用者の視点で疑義が生じない内容であること

(2) 留意事項

- ア 指定管理者が自主事業を行う場合は、条例の範囲内で公園の適正利用に十分配慮したものとし、事前に県の承認を受けなければならない。
- イ 自主事業のため、施設の内装工事等を行う場合は、指定管理者の指定期間満了時に、原則として原状に復する必要がある。

6 指定管理者の指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

7 指定管理料及び利用料金に関する事項

(1) 指定管理料

- ア 施設の管理運営に要する経費（修繕費を除く。以下「管理経費」という。）に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払うものである。

今回公募する期間（5 年間）における指定管理料の合計額の限度額は、

8 7 7, 3 1 0 千円とし、指定管理料の年度の限度額は、

1 7 5, 4 6 2 千円とする。当該限度額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものであり、当該税相当額は、当該限度額の 1 1 0 分の 1 0 に相当する額である。

なお、施設の管理に係る収支予算書（様式 3）における指定管理料収入見込額の記載は、消費税率 1 0 % により算定した額によることとし、上記の指定管理料の年度の限度額を超える額で申請した場合は失格とする。

- イ 指定管理料の額は、県が提示する指定管理料を上限として、指定管理者が応

募に当たり提示した額の範囲内で、県と指定管理者が締結する協定において定める額とする。ただし、包括協定の締結後に消費税率等に変更があった場合には、アの指定管理料の限度額及び指定管理者が応募に当たり提示した額にかかわらず、変更後の消費税等の税率を勘案して、指定管理料の額を改定するものとする。

ウ 指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動、消費税法の改正などを踏まえ、毎年度、年度協定を締結して定めるものとする。

なお、指定期間中に利用料金基準額が改定された場合、改定内容を踏まえ、指定管理料の額を定めることとする。

エ 適切な管理運営の確保を図るため、指定管理料を賃金水準や物価指数の変動に応じて増減させる仕組み（賃金・物価スライド）を適用し、別途協議により、増減額を決めることとする。

オ 自主事業に要する経費に県が支払う指定管理料を充てることはできない。

カ 指定管理料は、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに支払うものとする。支払の時期、方法については、別途協定書において定めることとする。

(2) 利用料金

ア 倉敷スポーツ公園は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項の規定による利用料金制を採用するので、指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとする。したがって、様式 3 の指定管理料の額は、管理経費の総額から、利用料金及びその他の収入（後述）の見込額の合計額を差し引いて算出すること。

イ 利用料金の額は、条例で定める基準額に 0.5 を乗じて得た額から当該基準額に 1.5 を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて設定するものとする。（令和 8 年 9 月 1 日以降の利用料金は資料 5 参照）

ウ 指定管理者は、規則第 12 条第 5 項の規定により、知事の承認を受けて定める減免基準に基づき、利用料金を減免することができる。

なお、減免基準については、減免基準に盛り込まなければならない項目（資料 6）を適用すること。

エ 条例第 13 条に規定する利用料金基準額は、指定期間中に改定する場合がある。改定した場合の利用料金の額の再設定等必要となる事項については、別途年度協定書で定めることとする。

(3) その他の収入

指定管理者が、管理業務を実施することに伴って発生する次のものは、指定管理者の収入とし、管理業務の実施に充てるものとする。

ア 公園管理者以外の者が公園施設を設置又は管理する場合の使用料及び電気料金等

イ 条例第 5 条第 1 項の許可を受けてする行為に係る使用料

(4) 納入金

毎会計年度終了後、剰余金が生じた場合は、次の区分により定める額を県に納入するものとする。

ア 外部委託に係る剰余金が生じた場合に係る納入額

（年度協定に定める外部委託限度額－外部委託契約額）× 1 / 2

イ 上記ア以外について剰余金が生じた場合に係る納入額

((収入－年度協定に定める外部委託限度額)

－ (支出－外部委託契約額)) × 1 / 2

なお、収入は、利用料金、自主事業等の収入額及び指定管理料の合計額とする。

(5) その他

施設の管理業務に係る会計は、法人等の他の事業の会計とは区分して経理すること。

8 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

ア 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 野球場（天然芝、ナイター設備及び固定席を有するものに限る。）の管理運営（施設の維持管理及び利用許可等の運営を総合的に行うものに限る。）の実績を有する法人等であること。また、この実績は、グループの構成員としての実績を含むものとする。

ウ 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

① 法律行為を行う能力を有しない者

② 破産者で復権を得ない者

③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者

④ 岡山県の指名停止措置を受けている者

⑤ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

⑥ 岡山県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

⑦ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

エ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

② 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 複数の法人等での共同応募

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定の上、指定申請の際にグループを構成したことを証する書面を提出すること。

この場合、代表となる法人等は、当該グループにおける責任割合が最大であることを要件とする。

- イ 当該グループの全構成員が、(1)ウ・エの応募資格を有する必要があること。
- ウ 当該グループの代表となる法人等が、(1)ア・イの応募資格を有する必要があること。
- エ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で、この募集要項により指定管理者の指定を申請することはできないこと。
- オ 応募に関する事務は、すべて代表となる法人等の代表者を通じて行うこと。
また、県が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなすこと。

9 指定の申請の方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年8月18日（火）から令和8年10月19日（月）まで（休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本館6階
岡山県土木部都市局都市計画課

ウ 配布方法

配布期間内に直接受け取るか、都市計画課のホームページからダウンロードすること。

アドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>

(2) 説明会（現地説明会を含む。以下同じ。）

ア 日時及び場所

日時：令和8年8月28日（金）午後2時00分から
場所：倉敷スポーツ公園内会議室

イ 説明会の内容

募集要項、業務仕様書等の説明及び対象施設見学

ウ 留意事項

- ① 募集要項、業務仕様書等資料一式を持参すること。
- ② 参加者多数の場合など、日時場所を変更することがある。
- ③ 参加できる人数は、一法人等につき2名以内とする。

(3) 説明会への参加手続

説明会への参加を希望する法人等は、説明会参加申込書（様式8）に所定事項を記載の上、持参、メール又はファクシミリにより申し込むこと。

なお、メール又はファクシミリにより申し込みを行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をすること。

ア 申込期間

令和8年8月18日（火）から令和8年8月25日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 申込場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本館6階
岡山県土木部都市局都市計画課

電話番号 086-226-7490
メールアドレス tosikei@pref.okayama.lg.jp
ファクシミリ番号 086-226-0273

(4) 質問事項

質問がある場合は、質問書（様式9）を持参、メール又はファクシミリで送付すること。

電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。

なお、メール又はファクシミリにより申し込みを行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をすること。

ア 受付期間

令和8年8月31日（月）から令和8年9月9日（水）まで（休日を除く。）
の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁本館6階

岡山県土木部都市局都市計画課

電話番号 086-226-7490
メールアドレス tosikei@pref.okayama.lg.jp
ファクシミリ番号 086-226-0273

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、令和8年9月24日（木）までに都市計画課ホームページにおいて公表する。

(5) 現地・施設見学

現地説明会以外での日で、施設を視察・見学する場合は、施設事務所に事前に連絡し、営業に支障とならない時間で行うこと。

(6) 指定申請書の受付

指定申請を行おうとする法人等は、申請に当たって、次に掲げる書類を提出すること。

なお、審査の過程で追加資料の提出を求めることがある。

ア 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2-1～様式2-8）
- ③ 施設の管理に係る収支予算書（様式3）
- ④ 法人等の概要（設立趣旨、組織、事業内容等）
- ⑤ 本事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑥ 前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録
- ⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑧ 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- ⑨ 法人の役員名簿（様式4）
- ⑩ 欠格事由に該当しない旨の申立書（様式5）
- ⑪ 誓約書（岡山県暴力団排除条例関連）（様式6）
- ⑫ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあっては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）の完納証明書
- ⑬ 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書
- ⑭ 主たる取引金融機関が発行する残高証明書等

⑮ グループ構成員表（様式 7）（グループを構成して応募する場合）

⑯ グループ協定書（写）（同上）

イ 提出部数

正本 1 部、副本 9 部（副本は複写可とする。）

ウ 受付期間

令和 8 年 8 月 18 日（火）から令和 8 年 10 月 19 日（月）まで

エ 提出場所

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号 岡山県庁本館 6 階

岡山県土木部都市局都市計画課

オ 提出方法

持参又は書留郵便（上記ウの受付期間内に必着のこと。）

(7) 応募に当たっての留意事項

ア 提出した書類は、返却しない。

イ 提出した書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合には、提出書類の一部又は全部を無償で利用できるものとする。

ウ 申請にかかる経費は、全て申請者の負担とする。

エ 提出した書類は、個人情報保護に関する法律及び岡山県行政情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合がある。

オ 申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

カ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合、その他申請者及びその関係者において不法又は不正な行為があった場合には、申請を無効とする。

10 指定管理者の選定

(1) 選定委員会の設置

指定管理者候補を選定するため、有識者等 6 名程度で構成する「岡山県土木部指定管理者候補選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 資格審査

申請書類の提出時に、都市計画課において、応募資格の適否について確認を行う。資格がないと認めた者に対しては、その旨及び選定委員会で審査を行わないことを通知する。

(3) 申請者によるプレゼンテーション

申請者による公開プレゼンテーションを実施する。

公開プレゼンテーションの時期等については、別途申請者に通知する。

(4) 選定委員会による審査

次頁「11 指定管理者の審査基準及び配点」により、各申請者の事業計画について審査を行い、各選定委員が付けた得点の合計点が最高の者を指定管理者候補とする。

(5) 選定結果の通知方法

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、採点結果等を県ホームページに掲載する。

(6) 指定管理者の指定

指定管理者候補は、令和 8 年 12 月県議会の議決を経て、指定管理者に指定される。

11 指定管理者の審査基準及び配点

審査にあたっては、選考基準をあらかじめ設定し、選考項目別に点数を配分するなど総合的な観点から評価し、最も適当と認められる団体を選考することとする。

選定基準	審査項目	審査内容（審査の視点）	ウェイト	配点
利用者の平等な利用を確保することができるものであること	①管理運営の基本方針	（公の施設としての設置目的への理解） ・施設の設置目的を理解し、施設を生かす提案内容であるか。	1	5
		（県の管理運営方針との整合性） ・県の管理運営方針と応募者が提案した管理運営方針は一致しているか。 ・利用許可の考え方は、利用者の平等な利用が確保されるものであるか。 ・今後の管理運営ビジョンが明示されているか。	1	5
		小計		10
施設の機能を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営が図られるものであること	②サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	（サービス向上を図るための具体的な方策と期待される効果） ・質の高いサービスを実現させるための具体的な取組があるか。 ・閉開所日・時間等は、利用者の利便性に配慮したものであるか。	1	5
		（利用促進等に向けた方策） ・施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。 ・施設の魅力向上につながる工夫があるか。	1	5
		（利用者ニーズの把握と管理運営への反映の各方策） ・アンケート等により把握した利用者の意見をサービスに反映できる仕組みがあるか。	1	5
		（各種体育団体利用調整の方策） ・各種団体等との調整や連携がスムーズに行えるか。 ・県との連絡調整や連携がスムーズに行えるか。	1	5
		（プロ野球誘致に向けた方策） ・プロ野球の公式戦・オープン戦やキャンプの開催に向け具体的かつ効果的な誘致活動を行えるか。	1	5
		小計		25

選定基準	審査項目	審査内容（審査の視点）	ウェイト	配点
	③危機管理に関する取組	（災害等緊急時対応、事故防止及び発生時の対応） ・災害等緊急時における対応の方策が確保されているか。 ・災害等緊急時に対応するための教育、訓練の方策が充実しているか。 ・事故防止の教育、訓練等の取組がされているか。 ・事故発生時の対応方策が確保されているか。 ・施設の安全点検計画が策定されているか。 ・保険の保障について追加があるか。	1	5
		（個人情報保護、秘密漏洩防止・情報管理の対応） ・個人情報保護対策は万全か。 ・情報漏洩防止措置など管理体制は万全か。	1	5
		（利用者からの苦情等） ・利用者、近隣住民等からの苦情対応は適切か。 ・禁止行為等をする利用者の指導体制は適切か。 ・事案の内容により県へ報告・相談等を行うべき案件について想定がなされているか。	2	10
		小計		20
	④効率的な管理運営の取組	（指定管理料の要望額） ・指定管理料上限額に対し、収支予算書の指定管理料収入額はどの程度か。	1	5
		（収支計画の妥当性、実現の可能性） ・収支計画の積算は妥当か。また、管理運営計画との整合性が図られているか。	1	5
		（効率的な維持管理計画） ・適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。 ・効率的に管理運営し、経費の節減等に取り組む内容であるか。	1	5
		小計		15

選定基準	審査項目	審査内容（審査の視点）	ウェイト	配点
事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること	⑤申請者の管理運営体制	（組織体制） ・施設の機能を十分に発揮した管理運営が可能な職員構成や職員配置であるか。 ・施設管理業務に関する知識と経験を有した職員の配置としているか。 ・管理責任者について、運営に必要な知識や資質が十分な者が確保される予定か。 ・労働法令その他の関係法令等についての監督官庁からの指導等の状況はどうか。	2	10
		（野球場等の管理運営実績） ・野球場等の管理運営実績は十分か。	3	15
		小計		25
	⑥申請者の経理的基礎	・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 ・指定期間中に経営が破綻する恐れはないか。	1	5
		小計		5
合計				100

※各委員は、上記審査内容ごとに、次により、「1」～「5」までの5段階評価を行う。この評価数値にウェイト欄に記載した数値を乗じて得た点を当該項目の評価点とする。

評価	評価内容	評価点
「5」	特に優れている	ウェイト× 5
「4」	優れている	ウェイト× 4
「3」	普通	ウェイト× 3
「2」	やや劣っている	ウェイト× 2
「1」	劣っている	ウェイト× 1

※「管理運営の基本方針」に係る項目について、各選定委員の採点の合計点が満点の6割未満であった場合には、選定委員会において2次審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成できないと判断した場合は失格とする。

12 協定書の締結

指定管理者の指定及び予算が成立の後において、管理運営の開始までの間に、県は指定管理者と協議の上、施設の管理運営に係る具体的な項目について、協定を締結する。

協定は、指定期間全体に関する包括的な協定（以下「包括協定」という。）と各年度ごとに締結する協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

協定書の主な内容は次のとおりである。

(1) 包括協定

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 指定期間に関する事項
- ウ 業務分担・リスク管理に関する事項
- エ 再委託の禁止（設備の保守点検等業務の一部を専門業者に委託する場合を除く。）
- オ 個人情報保護に関する事項
- カ 利用料金に関する事項
- キ 県が支払うべき管理経費に関する基本的な事項
- ク 施設の修繕及び物品の帰属に関する事項
- ケ 事業計画書に関する事項
- コ 事業報告・業務報告に関する事項
- サ アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項
- シ 事業の引き継ぎに関する事項
- ス 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- セ その他

(2) 年度協定

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に県が支払うべき管理経費に関する事項
- ウ その他

13 管理継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により倉敷スポーツ公園の管理業務を継続することが困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、県は、指定管理者に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。
- イ 指定管理者が管理業務の改善等に関する指示に従わないときや指定管理者の責めに帰すべき事由により倉敷スポーツ公園の管理業務を継続することが困難となったときなどには、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができることとする。
- ウ 県が、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、県は、指定管理料の全部若しくは一部の支払いを行わず、既に支払った指定管理料の全部又は一部を返還させるとともに、県に生じた損害の賠償を指定管理者に請求することができるものとする。
- エ 指定の取消し等により、次期指定管理者へ管理業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく本施設の管理業務を遂行できるよう必要な対応を行うものとする。

る。

(2) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県、指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

(3) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、次点候補者と、指定管理予定候補者として、施設の管理に関する協議を行うことがある。

14 業務分担及びリスク分担に関する事項

県と指定管理者との業務分担及びリスク分担の方針は、次表のとおりとする。

なお、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議の上決定することとする。

表 1 業務分担

項 目	県	指定管理者
施設の維持管理 (植物管理、施設管理、清掃、消耗品交換、安全衛生管理、光熱水費の負担等)		○
運営管理 (利用許可、料金徴収、警備、苦情対応、不法使用者の指導等)		○
備品管理 (業務用備品、競技用備品等)		○
災害対応 (連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置)	(指 示)	○
災害復旧 (本格復旧)	○	
法的管理 (占用許可、使用許可)	○	(侵佔、盗用)

表 2 リスク分担

種類	内 容	県	指定管理者
施設・設備の損傷	不可抗力 (暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱暴動その他の県又は指定管理者のいずれかの責めにも帰することができない自然的又は人為的な減少) によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①大規模な修繕 (別途業務仕様書に定める。)	○	
	②①以外のもの	○	
物価変動等	人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増		○
法令又は税制の変更等	施設管理運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令又は税制変更		○
第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	利用者等に係る保険 (対人・対物) の加入		○

種類	内 容	県	指定管理者
周辺地域及び 住民への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②①以外のもの	○	
事業満了時の 原状復帰	指定管理の期間が満了した場合、又は期間中途における事業者の撤収原状回復、引き継ぎに要する費用		○

15 業務の引き継ぎについて

(1) 現在の指定管理者からの引き継ぎ

令和 9 年 4 月 1 日からの指定管理業務が円滑に実施されるよう、現指定管理者から業務の引き継ぎを受けるものとする。

なお、指定期間開始前に申し込みがあった令和 9 年 4 月 1 日以降の施設の利用については、現指定管理者から引き継ぐものとする。

また、指定期間開始前に業務引き継ぎ等に要した費用は、すべて新たな指定管理者の負担とすることとする。

(2) 指定期間満了時等の次期指定管理者への引き継ぎ

指定期間が満了したとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、公園施設を原状回復し、また、県に建物、附帯設備、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、次期指定管理者又は県と十分に事務引継を行うこと。

ただし、県の承認を得たときは、公園施設の原状回復を要しない。

16 留意事項

(1) 監査及び調査について

指定管理者が実施する業務については、地方自治法等に基づく監査が行われることがあるほか、県が必要に応じて業務の調査を行い、必要な報告を求めることがある。

(2) 課税について

指定管理者は、法人税、消費税（事業所税）等の納税義務を負う場合があるため、所管税務署等の関係機関に納税について確認する必要がある。

(3) ネーミングライツについて

県が導入している「ネーミングライツ事業」において、命名権者が決定した場合、パンフレットの作成や看板の掛け替え、優待券の発行等が必要になる場合がある。なお、詳細については、指定管理者が指定された後に別途協議する。

(4) 文書の管理・保存について

管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書・図面・写真及び電磁的記録は、岡山県文書管理規程等を参考に、適正に管理・保存すること。

17 スケジュール

公募から指定管理業務開始までのスケジュールは次のとおり。

時 期	内 容
令和 8 年 8 月 1 8 日（火）	募集要項配布開始、現地説明会参加受付開始
令和 8 年 8 月 2 5 日（火）	現地説明会参加受付締切
令和 8 年 8 月 2 8 日（金）	現地説明会
令和 8 年 8 月 3 1 日（月）	質問事項受付開始
令和 8 年 9 月 9 日（水）	質問事項受付締切
令和 8 年 9 月 2 4 日（木）	質問への回答公表（県HP）予定
令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）	申請の受付締切
令和 8 年 1 0 月中旬頃	一次審査結果通知
令和 8 年 1 0 月下旬頃	二次審査（公開プレゼンテーション）
令和 8 年 1 1 月上旬頃	審査結果の通知（候補者の選定）
令和 8 年 1 2 月	指定管理者の議決（指定の通知）
令和 9 年 3 月下旬	包括協定の締結
令和 9 年 4 月 1 日	年度協定の締結、指定管理業務の開始

※時期については、現時点の予定であるため、多少前後する場合がある。

18 問い合わせ先

郵便番号 7 0 0 - 8 5 7 0
 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
 岡山県土木部都市局都市計画課都市公園班
 電話番号 0 8 6 - 2 2 6 - 7 4 9 0（直通）
 ファクシミリ番号 0 8 6 - 2 2 6 - 0 2 7 3
 メールアドレス tosikei@pref.okayama.lg.jp